

認定製品の取扱い上の注意

共通仕様書（土木工事編Ⅰ）第2編材料編において、認定製品について以下のとおり取り扱うこととしているので注意すること。

【工事材料の品質及び確認について】

第2編 第1章 一般事項

第2節 工事材料の品質及び確認

1. 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

なお、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。

また、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。

ただし、コンクリート二次製品のうち、福島県土木部の認定製品を使用する場合は、施工計画書に各工場名を記載し、監督員に提出すればよいものとする。

第2編 第2章 土木工事材料

第7節 セメントコンクリート製品

2-7-2 セメントコンクリート製品

1. セメントコンクリート製品は次のJIS規格または福島県土木部コンクリート製品認定要綱の認定規格（以下「認定規格」という）に適合したものでなければならない。

JIS A 5361（プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則）

JIS A 5364（プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法の通則）

JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品－検査方法通則）

JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）

JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）

JIS A 5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品）

JIS A 5406（建築用コンクリートブロック）

JIS A 5506（下水道用マンホールふた）

2. JIS規格又は、認定規格の決定されていないセメントコンクリート製品は設計図書に適合したものでなければならない。

また、共通仕様書（土木工事編Ⅲ）17.アルカリ骨材反応抑制対策実施要領（平成14年9月30日付け14土検第352号通知）について以下のとおりとしている。

【アルカリ骨材反応抑制対策について】

17. アルカリ骨材反応抑制対策実施要領

1. 現場における対処の方法

(3) コンクリート工場製品を使用する場合

プレキャスト製品を使用する場合製造業者に2の(1)～2の(3)のうちどの対策によっているのか、また対策が適しているかを確認する。

ただし、福島県土木部認定製品については、施工計画書に工場名を記載し、監督員に提出すれば上記確認行為を省略できる。

注意

コンクリート製品の認定に際しては、認定基準による製品単体の強度のみを審査しているため、L型擁壁ブロックやボックスカルバートを使用する場合は、土木工事標準設計図集の設計条件を確認し、現場条件が違う場合は別途、安定計算を行うこと。